

△日本人よ、君たちは沖繩のこ
とに口を出すな
△アメリカは沖繩よりゴブノ
富村順一氏が、アメリカ人宣教

富村裁判の開示するもの

「私を立派に裁いて下さい」 悲しみの深い断層の底から

た。そして、訴えたいことも訴え
られぬという事実が、「言論の
自由」を明示した日本国憲法下の
現実であることを彼はすでに体験
していた。一九五四年、那覇刑務
所での特選改善闘争(暴動)を経
日本にくり返して渡って来て、
日本各地を最下層労働者として生
きてきたその体験によるものだけ
ではない。昨春、米兵による沖繩
女子高校生暴行事件、皇居前広
場で訴えられた際、この訴えに
対応したのは右翼の暴行と官憲の
妨害であった。六月、新宿におけ
る呼びかけも同じ返答で報われ
た。そして、彼のギリギリの行爲
を報道した「公正中立」を掲げる
新聞は、酒も飲まないのに酒を
あてこんで、大部分の支援者も

立派に裁いて下さい。富村氏が法
廷で権力に向って語る時、われ
れもまた、悲しみの深い断層一
層しみを通る越した澄んだ悔みの
眼差しの前で凍りつく。
そういう日本、そういうわれわ
れとは何か。
△一番苦しんだのは農民であっ
た。琉球の農民の上には琉球の役
人がある。琉球の役人の上には琉
球の殿さま、琉球王。そして、そ
の上にはサツマ、サツマの上には
島津侯、その上には徳川がある。
こうした分断支配構造を一層
密な即圧と収奪の支配に切り換え
沖繩を私物化していったのは明治
政府であった。強大な日帝の欲望
を満足せんがため、沖繩人民に
和憲法の享受」といったスローカ

師と二十数名の日本人を人質にと
り、訴えようとするにも満足に
訴えられず、東京タワー展望台上
で逮捕されたのは、昨年七月のこ
とであった。彼の呼びかけに手を
振って応えたのは、そこに居合わ
せた何人かの朝鮮人だけであっ

「公判対策案」を
支援者決定時の原
則を破り、すべての権限を少数の
「対策案」に集中させようとする
的引き回しを企り、独断で、しか
も富村氏の闘いを歪曲した当の新聞
のインタビューに、闘争が大家
的に知られたいという無原則
的な位置づけの下に忠告して、さら
に歪曲した記事掲載を許した。沖繩
人であるという理由だけで、人民
党瀬長とも共闘しようという、沖
繩現地の闘いを一切無視した闘争
論をふりかざした。これらが、在
本土沖繩人を含む支援者において
大衆的批判を浴びるや、彼らは
「統一と団結」に寄せる「私民」
を報道した「公正中立」を掲げる
新聞は、酒も飲まないのに酒を
あてこんで、大部分の支援者も

対する差別を一般化し、差別をテ
ンの下、着々と沖繩併合を推進し
ているのである。
沖繩の歴史と現実を垣間みるた
けで、いかにわれわれが国家の名
において国家権力に喜ばれるか、
沖繩は一徹玉砕、本土決戦の実況
に供され、天皇は沖繩を除外して
及び難きを忍ぶ。かくして、帝國
主義軍隊の暴虐と敵米帝軍隊の暴
行に直接さらされ、肉親同胞の交
難をまのあたりにみせつけられる
の首がすげ代っても最下層の農民
はなんの恩恵を受けまいように、
外して、日本人は「戦争体験」を
語るはじめる。米軍の直接支配に
うめく沖繩を忘却したまま「平和
憲法」を語り、「民主主義」を語
この憲法が保障すると称している
る。沖繩を米帝に売り渡し「独
立」を祝う。朝鮮戦争、ウエトナ
ム戦争を利用し、その戦争に最も
当然次のように主張するものであ
る。

△われわれ沖繩人民がめざして
いるのは、国政参加でもなければ
日本復帰でもない。われわれ沖繩
人民が願っているのは、極東の唯
一の平和を願うことである。
△終戦とすると、われわれ沖繩
百万人民と沖繩は……戦争の賠
償金といふことで死に渡された
この責任をどうしようといふので、現
在日本政府は、沖繩が日本復帰す
れば当然前だとおもうている。無条
件とか条件とかの問題じゃない。無条
件とか条件とかの問題じゃない。
米政府につけるのは沖繩人民が日
米両政府につける。私たちがあく
までも被害者じゃないか。
しかるに、△強盗でもあり、
△犯罪者でもある日帝権力は、
その告発者である彼を裁こうとし
ている。われわれは、権力が沖繩
に対して犯した犯罪をつきつけ、
二重の意味でこれを糾弾・断罪す
ると同時に、憲法に基き国家権力
が人民を自由に処分できるという
権力の根拠、国家に所属しなければ
人権は保障されないという曖昧
な国家観念・支配意志と対決し、
眞の人民自決の原理を、特別弁護
人の獲得の下に展開し、公訴棄却
を勝ち取って行かねばならないと
思う。

気を振っていたと雷曲し、「朝鮮
人と二十才以下は降りてよ」と
語った彼のことを、自らの偏見
に基づき「韓国人と改作して伝え
たのである。検察局は、一般刑
事事件の名の下に、わずか数行の
起訴状でもって彼を起訴し、裁判
所は、単独審判の、強権的訴訟指
揮による、すでに六回の公判を強
行、できるだけ早く結審に持ち込
もうとし、拘留所は、彼の待遇改
善要求に懲罰をもて臨み、なお
も彼を獄中につないでいる。
しかしながら、富村氏の行動と
その核心である沖繩が開示した
は、日本のマスコミや権力の常態
的対応だけではない。支援運動内
の一部の退廃と思想的混乱、弁護
団の弁護姿勢の墮落をも浮彫りに
裁くには、悲しい思いをさせずに

支援運動の矛盾はまだ批判的に
克服されておらず、われわれもま
た、大衆的な支援体制を確立して
いない。共に闘わんと志す人々の
意見を陳述、資料の請求問い合わせ
保釈金カンパの送り先は、
東京都文京区本郷五十一
八
パレス本郷三〇二 自立社
気付
TEL 81-2-711-44
3
富村支援沖繩闘争東京行
動委員会